

健康保険被保険者証回収不能届

1. 被保険者証を返納できない理由（具体的に）

被保険者が退職した後、連絡がとれない状況になったため。

2. 資格喪失後の受診に要した費用の支払い誓約

健康保険法施行規則第51条の規定により被保険者の健康保険証を5日以内に返納することになっているが、左記の理由により回収できないので、元被保険者であった下記の者にかかる資格喪失日以降、返納までの間において被保険者証によって受診した事実が判明したときは、その受診に要した費用は次の者に代わり一切私の責任において負担することを誓約します

被 保 険 者 証		氏 名	返納できない理由（該当に○印）	喪失年月日	備 考
記 号	番 号				
〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	健保 太郎	紛失 ・ 住所不明 ・ 連絡なし ・ その他	〇年〇月〇日	
			紛失 ・ 住所不明 ・ 連絡なし ・ その他		
			紛失 ・ 住所不明 ・ 連絡なし ・ その他		

令和 年 月 日 提出

事業主記入欄	<input checked="" type="checkbox"/> 本人署名の省略にあたり、被保険者に届出意思を確認しました。
	事業所所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号
	事業所名称 〇〇〇〇株式会社
	事業主氏名 〇〇 〇〇
	電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

担当	G L	事務長	常務理事